

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意書は、具体的な上告理由の主張を欠き、不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、
主文のとおり決定する。

昭和四九年三月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫